

法律相談



相続、20

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田 堯 爾

遺産の評価について

1 遺産の範囲、すなわちどのようなものや権利が遺産に含まれるかについてはまだまだ申し上げたいことがあります。遺産の評価はいつの時点でなされるかとお尋ねがありましたので、今回は遺産の評価の基準時について申し上げます。

2 お尋ねの趣旨は、相続開始時（被相続人の死亡時）から時間が経過し、例えば、① 不動産特に土地の価格が高騰もしくは下落している、② 株式のような相場性（当然に価格の変動）のあるものについても総則開始時と価格が違う場合の金額評価の基準時を知り公平な遺産分割をしたいということだと思います。また、③ 書画・骨董などの収集品は、TV番組の「お宝拝見」によると流行すたりがあって価格の高下があるようですし、現預金も遺産の未分割が長期にわたりあるいは生前贈与ですと貨幣価値の変動もあって、その金額・額面のままで分割するのはいかがかということがあります。

3 基本的には、遺産の客観的な価値・価格は現実の遺産分割時の時価によるとされます。① 不動産なら不動産鑑定士の鑑定によるのがよいと思います（他の方法によることが全くできない訳ではない）。② 株式など相場性のあるものは分割時の市場の取引価格でよいでしょう。③ その他価格変動が考えられるものについてはそれぞれのものによって専門家の鑑定によるのがよいとされます。

4 しかし、不動産の鑑定費用は時に安価でなく、鑑定価格も不動産鑑定士によってばらつきがない訳でもないとするとならば複数の不動産鑑定士の鑑定によるとするならば一層費用負担が気になります。鑑定のコストをかけるまでもなく相続人の間で合理的な価格での合意が可能であるならばそれによってもよいでしょう。例えば、近隣の実際の取引事例によってもよいし、複数の不動産業者に尋ねるのも一方法と考

えます。

それでも、住宅開発地に近くの山林や宅地化の見込みの高い農地などは、いろいろな思惑がからみ相続人の間で合意を見るのは困難なこともあり得ます。最終的には専門家である不動産鑑定士によることになりましょう。

5 書画・骨董ならば、鑑定によっては名品の存在が世間に知られることになると（こんなラッキーは羨ましい）盗難・強盗などの心配や盗難・火災等に備える費用など余計な負担があったりして却って引取り手がない（それならば売ればよいが、被相続人の心情を考えるとそうもいかない）、税務当局に捕捉される（これは脱税の勧めではありません）などの副産物もあります。

6 冒頭に申し上げたことの繰り返しになりますが、価格変動のあり得る遺産の評価は分割時の価格によるとするのが通説であり、家庭裁判所の実務も同じと考えられます。

7 生前贈与された財産（特に価値ある動産・不動産）や現金の評価はどうでしょうか。生前贈与されたものが特別受益とされて計算上遺産に加えることとされるとその評価額が問題となります。被相続人の生前、はるか「昔」に相続人の一人が特別受益を得た場合の生前贈与財産の価格評価です。民法第903条第1項は相続開始時の遺産の額に特別受益の額を加算するとしていますから、特別受益財産も一旦は相続開始時の時価によります。そして、これによって相続分を計算した後に分割時の価格を確定して具体的な配分を決めるとするのが審判の例のようです。

現金は、贈与時（受贈時）と相続開始時の物価指数を考慮して「現在価格」に引き直します。

衡平（公平）の原則によるものとして裁判上定着した考え方です。